

## 第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月8日(火)午後1時55分から午後2時42分

2. 開催場所 八女文化会館多目的ホール

3. 出席農業委員(15名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	4番	牛嶋 徹也
5番	小川 哲郎	6番	角 秀次	7番	馬場 康浩
8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳	10番	仁田原一太
11番	稲葉 初男	12番	入江 保生	13番	高山 和典
15番	増永 勝広	16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔

4. 欠席委員 農業委員(0名)

5. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第4号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

6. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
黒木支所 渡部 真弓 立花支所 田中 南 上陽支所 松尾 誠  
星野支所 江藤 繁徳 矢部支所 城 豪志

7. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。)

事務局	<p>お配りしています議案書に1点訂正箇所がございますのでご説明いたします。お手元の議案書10ページ申請番号3番になりますが、面積が1,884㎡と記載しておりますが、正しくは796㎡の誤りでございます。それに伴いまして合計面積も1,322㎡でございます。訂正をお願いいたしますとともにお詫び申し上げます。</p> <p>それでは、会長よりご挨拶を頂き、以後、会長の下で議事進行いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆様、こんにちは。時間前ですけれども皆様お揃いですので、開始させていただきます。世界状況の中では特に、ロシアが軍事侵攻を図ってウクライナに戦争を始まっているような状況で、第3回の停戦交渉にもまだなかなか停戦が見出せないような状況が続いております。その影響を受けて、ロシアより3.6%の原油を日本は輸入していますので、ガソリン等の値上げと経済状況にも日本でも非常に影響をもたらしてきております。非常に農家経営にも大打撃を受けるような状況ではありますけれども、なるべく戦争が早く終結することを願っております。</p> <p>それでは本日は令和4年第3回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集いただき、ありがとうございました。なお、今日の農業委員会も農業委員数を減らして執り行うことを予めご了承願いたいと思います。ただいまより、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 議長 着 席 )</p>
議長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員<u>15名</u>であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p>
議長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番鶴木利通委員、4番牛嶋徹也委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については11件です。解約のあった土地13筆のうち、田11筆、畑2筆、合計面積20,336㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>5ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の相手方の要望と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の遠方による耕作困難と譲受人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 譲受人の経営面積は合計で5, 224㎡となり、下限面積について</p>

議 長	<p>は問題ありません。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の遠方による 耕作困難と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以 上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の相手方の要望と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。
事務局	11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。
事務局	12番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 譲受人は現在広川町在住の方ですが、もともと矢部村の出身の方で、現在隣接農地で米を通作されており、今回の農地を含めて一体的に管理なされたいということで申請をされております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番と11ページの番号21番は下限面積に関連しますので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>8 ページ 15 番から説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。この農地は譲受人の宅地に隣接しているため、譲渡人が譲受人に要望されたものです。</p> <p>続けて 11 ページ 21 番を説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農による 10 年間の使用定借権設定の申請です。</p> <p>譲受人と譲渡人は親族関係で、譲受人はこれまで譲渡人の農業の手伝いをされてこられました。譲渡人の会社勤めの関係で、今回の譲渡人の農地を借り入れ、ご自身で米や野菜を栽培され、出荷される予定です。出荷先は直売所を予定されておられます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて番号 16 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲渡人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて番号 17 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>18番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の耕作利便ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>20番について説明いたします。（議案書朗読）子への貸付と親より借受ということで10年間の使用貸借権設定の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        次の21番は審議済みです。12ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第14号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が2件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>譲受人は今まで解除条件付で農地を借りて農業をされておりましたが、この度農地所有適格法人として農地の権利を取得され、現在栽培されている米、麦、苺を今後もされる予定です。農地の権利を取得できる法人のことを「農地所有適格法人」といい、農地法に定義されております。要件としましては4点ございます。</p> <p>1点目は法人形態要件で、農地組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであることとあります。この法人は株式会社であるため要件を満たしています。</p> <p>2点は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関することとあります。事業内容は会社の定款と事業計画書にて確認をいたしましたところ、農産物の生産・加工となっており、事業収入も全てが農業収益でありますので、事業要件を満たしております。</p> <p>3点目は議決権要件で、法人の総議決権の過半は、農地の提供者や法人の農業の常時従事者である必要があるとされています。この法人</p>

	<p>は議決権の100%を法人の常時従事者が占めていますので、議決権要件を満たしています。</p> <p>4点目は役員要件で、法人の理事の過半がその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ、1人以上が農作業に60日以上従事することとありますが、この法人は理事3名全員が農業に常時従事し、うち2名が農作業に60日以上従事するとのことで、その要件を満たしますので、以上の4つの要件を全て満たしていることをご報告いたします。</p> <p>続きまして番号2番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>13ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第4号、農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地の場所は、黒木町豊岡地区にあります豊岡グラウンドから北に1km程上った、中原地区の農地です。（議案書朗読）1, 727㎡の内56㎡を農業用倉庫用地（堆肥置場）とされるものです。自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地の場所は、筑南中学校より</p>

	<p>国道を30m程南に進んだ農地になります。(議案書朗読) 401㎡の内52㎡を農業用倉庫・休憩所用地として利用されます。農業用倉庫につきましては、約1㎡のプレハブ倉庫です。倉庫には農業用機械が格納されます。休憩所は約13㎡の屋根付き倉庫です。もとは駐車スペースです。隣接農地の同意はあり、周囲の農地に影響はありません。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。        14ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市本にあります陽だまりの里に隣接した農地になります。農地の区分は、農振農用地区域内にある農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を申請人が農地造成して、畑として利用するための申請です。営農計画では栗を植えられます。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>2月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側・南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。15ページをお願いします。</p>

議 長	<p>議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市稲富にあります上稲富公民館より西へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地3区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、県道唐尾広川線と県道船小屋八女線の交差点より南へ50m程進んだ農地です。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、貸駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>2月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は地下浸透です。</p> <p>なお、こちらの土地につきましては無断転用がありましたので、始末書が出されております。読み上げて報告します。</p>

	<p>「私は隣接地に以前居住しており、現在は八女市内の施設に入所していますが、隣接地の住宅の亡くなった主人が昭和45年に建築し、昭和48年に申請し、申請地にまたがる形で増築及び自宅の庭としての利用を行っていました。これは農地法について十分に理解していなかったためである頃に転用をしたものでありますが、無断転用を行った次第、申し訳ございません。今回この事実が発覚し、改めて農地転用の許可の手続きを行う次第です。今後はこのような違法行為が無いよう、農地法を遵守いたしますので寛大なる処置をよろしくお願い申し上げます。」とのことです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります八幡小学校から東へ400m程進んだ農地です。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読) この土地を譲受人が、譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地4区画として利用するための申請です。隣接する農地はありません、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は東側側溝及び西側水路に排水される計画です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります県道唐尾広川線の新庄五差路より唐尾広川線を南方向に200m程進み、東へ150m程進んだ農地です。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を借人が、貸人から使用貸借で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は北側水路へ排水される計画です。</p> <p>また、申請地は、令和3年3月30日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にあります主要地方道佐賀八女線の湯気の下交差点より城島方面へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地2棟18戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>2月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、黒木地区にありますスーパーアスタラビスタから北に約100m程の農地になります。農地の区分は、八女市役所黒木支所から500m以内の区域にある農地で第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から購入され、隣接する南側の譲受人の農地の農業用道路用地として利用するための申請です。水利委員の承諾及び隣接する農地の承諾もあります。</p> <p>2月28日に現地調査を行った結果、雨水は西側水路への自然流下で、排水に関して特段問題はないと確認しております。以上よろしく</p>

議 長	<p>お願いします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p>( 閉会宣言 2時47分 )</p> <p>令和4年3月8日</p> <p>議 長 月 足 靖 彦</p> <p>2 番 鵜 木 利 通</p> <p>4 番 牛 嶋 徹 也</p>